

## パレスチナ自治区ガザ地区における再停戦を求める意見書

本年10月7日のイスラム抵抗運動（以下「ハマス」という。）のイスラエルに対する攻撃を直接的な契機として、イスラエル軍によるパレスチナ自治区ガザ地区に対する無差別爆撃と地上侵攻が続いている。こうした中、国連総会は10月26、27日の2日間緊急特別会合を開き、人道目的での休戦を求める決議が採択された。同決議は、「即時、持続的な人道的休戦」を求め、イスラエルとハマスの双方をはじめ全ての当事者に対し、国際人道法の遵守と、ガザ地区への必要不可欠な物資とサービスの「継続的、十分かつ妨害のない」提供を求めている。また、捕虜となっている全ての民間人の「即時かつ無条件の解放」を求めるとともに、国際法にのっとりた安全、福祉、人道的な処遇を要求している。

この間、双方の話し合いによって限定的な停戦で人質や捕虜の解放がおこなわれた。戦闘休止で合意していたが、再延長に合意できず戦闘再開で、ガザ地区で死者が1万6千人、イスラエルで1,200人を超えたとされ、戦闘の拡大でより多くの住民の命が危機にさらされる懸念が拡大している。

よって、本市議会は、これ以上人道危機が悪化しないよう国連総会決議に基づき早急な再停戦を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づいて意見書を提出する。

令和5年12月21日

沖縄県豊見城市議会

宛先

内閣総理大臣

衆議院議長

参議院議長

外務大臣